

長浜市告示第 206 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 の規定に基づき、農業集落排水処理施設使用料の収納事務を次のとおり委託したので、法第 243 条の 2 第 2 項及び長浜市財務規則（平成 18 年長浜市規則第 35 号）第 42 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	株式会社電算システム 代表取締役 高橋 譲太 岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地
指定をした日	令和 6 年 4 月 1 日
委託をした日	令和 6 年 4 月 1 日
委託期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
委託した公金事務に係る歳入の種類	農業集落排水処理施設使用料
徴収又は収納の方法	コンビニエンスストアは現金により、スマートフォン等の電子機器による決済サービスは指定業者の決済による。